

佐世保市監査委員公表第20号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和8年7月17日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子

農業委員会事務局 分
消防局 分
防災危機管理局 分
農林水産部 分
議会事務局 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 農業委員会事務局

3 監査の期間 令和8年4月13日（月）～令和8年7月2日（木）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和7年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】（改善を要する事項）

1. 収入事務

- ① 雑入の調定において、佐世保市農業委員会処務規程第7条第1項に規定されている局長の専決事項に該当しないにもかかわらず、局長決裁としているものがあった。

2. 支出事務

- ① 旅費（概算払）において、佐世保市財務規則第118条第2項で「概算払を受けた者は、その用件終了後7日以内に精算書により…会計管理者に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。

雑入の調定に係る専決区分の誤り並びに旅費（概算払）に係る精算処理の遅延は、いずれも過去の監査において指摘し、再発防止に向けて全庁的なリスク管理の徹底が求められている事案であり、受検前の再確認が十分でなかったと言わざるを得ない。

本来であれば、適切なリスク管理によりミスを未然に防止し得た事項であるにもかかわらず、手続の形骸化や確認不足により不備が再発している点は、組織運営上、看過できない問題である。

ついては、今回の指摘事項に関し、農業委員会事務局全体に周知し、適正な事務処理が定着するよう継続的な取組を行うことにより、同種事案の再発防止を図られたい。